

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、現在、施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、同年6月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において見直しの検討を行っている。

本事業は、見直し後の家電リサイクル法の円滑な施行のために普及・啓発を行うとともに、法の施行状況に係る実態調査等を実施するものである。

2. 事業計画

見直し後の家電リサイクル法の普及・啓発等事業（平成20年度～）

- ・見直し後の家電リサイクル法の普及・啓発
- ・見直し後の家電リサイクル法の施行に係る政省令改正等のための実態調査
- ・使用済家電の不法投棄防止の取組の強化

家電リサイクル法の円滑な施行のための施行状況調査等事業

（平成19年度～）

- ・2011年のアナログ放送停波へ向けたアナログテレビの円滑な廃棄の促進
- ・使用済家電適正処理マニュアルを作成し、使用済家電の適正処理に係る技術的支援を実施
- ・3Rの促進、温室効果ガス削減等の観点から中古家電の評価方法を検討し、使用済家電の環境配慮型リユースの促進を図る

3. 施策の効果

見直し後の家電リサイクル法に基づき、使用済家電の適正なりサイクルの推進が期待できる。

実態調査等により法の施行状況を正確に把握することで、家電リサイクル法の円滑な施行が可能となる。

4. 備考

家電リサイクル推進事業 74,362千円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

見直し後の家電リサイクル法の円滑な実施のための普及啓発等事業	25,386千円
家電リサイクル法の円滑な施行のための施行状況調査等事業	48,976千円

家電リサイクル法の見直し

家電リサイクル推進事業費 74百万円（43百万円）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、施行後5年が経過し、見直しの時期を迎えたことから、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、見直しのための検討を行っている。

家電リサイクル法の見直しを行い、平成20年度において、見直し後の家電リサイクル法の普及・啓発を実施するとともに、使用済家電の不法投棄対策を強化し、使用済家電の適正なリサイクルを推進
2011年のアナログ放送停波へ向けたテレビの排出動向調査や、3Rの観点等からの中古家電の評価方法の検討等を実施し、家電リサイクル法を円滑に施行

家電リサイクル法の見直しに関するこれまでの中間的整理

（第11回中央環境審議会・産業構造審議会合同会合（平成19年7月30日） 参考資料4）

1. 施行後の現状認識

- ・使用済家電のフローについて
- ・家電リサイクルプラントにおける処理について
- ・家電リサイクル法の社会的費用と便益について

2. 家電リサイクルシステムの見直しに向けた論点

- ・約半数の排出家電が家電リサイクル法ルート以外で取り扱われている点について
- ・不法投棄の継続的な発生
- ・収集運搬料金の更なる効率化の必要性
- ・リサイクル料金及びリサイクルコストの課題
- ・その他の課題（品目追加等）